

平成 31 年度

教育行政執行方針

留寿都村教育委員会

1 はじめに

本村におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、平成27年8月に「留寿都村総合教育会議」を設置し、平成28年3月に、既に策定されている「第5次留寿都村総合計画(平成23年～平成32年)」、並びに「第4期留寿都村社会教育中期計画(平成28年～平成32年)」等を基に、「留寿都村教育大綱(平成28年～平成32年)」が策定されております。

これらのことを踏まえて、総合計画の基本構想で掲げる『子どもも大人も学びを楽しめる「生涯学習の村づくり」』を基本として、村長部局と教育委員会の連携のもと、時代のニーズに即した教育行政の推進に努めて参ります。

2 基本的な考え方について

教育行政推進の「基本的な考え方」であります。

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよくはぐくむ教育を推進して参ります。

また、社会教育では、住民の主体的・実践的な学習意欲を喚起し、村ぐるみで生涯学習に取り組めるよう学習機会の充実に努めて参ります。

3 学校教育の推進

はじめに、「学校教育の推進」について申し上げます。

学校教育においては、子ども一人一人が、これからの社会を生き抜く力を身に付けていくため、各学校が、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、必要な資質・能力を社会との連携により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図っていくことが求められています。

そのため、新学習指導要領の趣旨を踏まえた調和のとれた教育課程の編成・実施及び新学習指導要領への移行措置の確実な実施を図るとともに、これまで推進してきた小・中・高の学校間連携の取組の充実や地域学校協働活動の推進等により、地域の特性を活かしながら子ども一人一人に確かな力をはぐくむ教育活動の推進に努めて参ります。

ここでは、重点的な施策として、11点申し上げます。

(1) 調和のとれた教育課程の編成・実施について

1点目は、「調和のとれた教育課程の編成・実施」であります。

学校は、法令及び学習指導要領に基づき、子どもたちの実態を踏まえ、確かな学力、豊かな心、健やかな体などの生きる力をバランスよくはぐくむ調和のとれた教育課程を編成・実施するとともに、評価・改善を通して教育活動の改善・充実を図っていくことが大切です。

小学校においては、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導のもと、学力や体力の向上を図り、心身ともに健全な子どもの育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開して参ります。

具体的には、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるため、引き続き、学習支援員を活用した個に応じた指導、並びに村内外の人材や施設等を活用した体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努めながら、子どもが自ら主体的に学習する態度を身に付けていく取組を進めて参ります。

また、子どもたちの豊かな心をはぐくむため、道徳教育の充実に努めるとともに、情報モラルをはじめとした情報活用能力を育成するための各種教室を開催しながら、自ら考えて適切に判断し実践していく力を高めて参ります。

特に、豊かな心をもち、郷土を愛し、次世代への文化の

創造を図るため、本村の歴史や文化、環境などを学ぶことを通して、そのよさを知り、興味・関心を高め、村の将来を主体的かつ創造的に考えられるような「ふるさと教育」を進めて参ります。

さらに、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を図るため、食育の推進に努めるとともに、グラウンドマラソンやなわとび運動を中心とした取組を継続し、年間を通した体力づくりを進めて参ります。

なお、小学校においては、昨年度から、北海道教育委員会の「学校力向上に関する総合実践事業」における連携校としての指定を受け、実践指定校の取組を参考としながら、子どもたちの学力向上のための取組等の推進を図るとともに、学習プリント配信サービスを活用するなどして、確かな学力の定着を図る取組を一層推進して参ります。

中学校においては、生徒一人一人が自尊心を持ち、自ら学び、自ら考え、主体的にたくましく生き抜く力を育てるための教育活動の充実に向けて参ります。

特に、確かな学力の定着については、日々の授業改善をはじめ、個に応じた指導の充実、学習習慣の定着や補充的な指導等の取組を今後も継続するとともに、小学校と同様

に学習プリント配信サービスを活用し、一層の学力の向上を図って参ります。

また、「いじめ」のない安全で安心な学校づくりを進めるため、道徳科の授業の指導の充実を図るとともに、ボランティア活動等、地域と連携した道徳教育の推進に努めて参ります。

さらに、学習支援員の効果的な配置や特別支援学校との連携によるパートナーティーチャー事業を行うなど、個々に細やかに対応した特別支援教育の一層の充実を図って参ります。

その他、特色ある教育活動として、総合的な学習において、ふるさと教育の推進とキャリア教育の充実を大きな柱として、地域や関係機関・団体等との連携を生かしながら、人間に対する理解と広い視野を持たせる教育活動を推進して参ります。

健康・安全に関する指導では、薬物乱用防止教室、性に関する教室、情報モラルに関する教室、防犯・交通安全教室等の開催を通して、生徒が自ら判断し、自他の生命を守ることができる力を育てて参ります。

高等学校においては、専門教育の学びの成果を活用できる生徒の育成を目指します。また、農業や福祉の学習につ

いて、ICT機器を活用して村内外への情報発信の取組を進め、各種、交流・連携事業の開催を通じて地域に開かれた学校として、全国唯一の農業福祉科の特色を生かした生きる力をはぐくむ農業福祉教育を進めて参ります。

特に、本村の基幹産業を支える担い手として、農業に関する知識と技能を習得させ、農業及び関連産業の発展に貢献できる、豊かな心と実践力を兼ね備えた人材育成を進めるとともに、北海道内の公立高校では3校しかない、介護福祉士養成校として地域福祉を担う人材の育成に努めて参ります。

さらに、地域の企業や施設との連携を深めながら、農業生産物の付加価値を付けるための学習を一層充実させるとともに、これまでも行ってきた北翔大学及び北翔大学短期大学部との高大連携協定を軸に、農業系大学及び短期大学等とも連携し、大学からの講師の派遣、大学施設を利用した学習機会の拡大に努め、生徒の主体的、協働的な学びをさらに進め、農業と福祉教育の質の向上と充実を図って参ります。

また、後志総合振興局の「グローバル人材育成プラン」への参加等を通じて国際理解教育を推進して参ります。

併せて、年間を通じて朝学習を継続することにより、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を図るとともに、外部人

材による講演や特別授業などを活用し、今日的な課題であるSNS等の利用に関する情報モラル教育の充実を図る取組を進めて参ります。

この他、高等学校卒業に向けた進路指導をより発展させ、生涯にわたって社会に貢献できる産業人として、地域社会で活躍できる社会人としての力を育成するキャリア教育を推進して参ります。

(2) 道徳教育の充実といじめ防止対策について

2点目は、「道徳教育の充実といじめ防止対策」であります。

豊かな情操や規範意識、他者への思いやりの心など、子どもたちに社会性や豊かな心をはぐくむため、引き続き道徳教育の充実に努めて参ります。

そのため、道徳教育推進教師を中心に、新学習指導要領の「特別の教科 道徳」の趣旨に基づいた全体計画や指導計画の整備を進めるとともに、指導方法の工夫・改善に向けた情報提供や研修会等への参加奨励を進めるほか、小学校、中学校において、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を活用して児童生徒理解を深め、不登校やいじめの防止、温かい人間関係づくりの指導の充実を図って参ります。

また、いじめ防止対策については、「留寿都村いじめの防止に関する条例」や「留寿都村いじめ防止基本方針」に基づき、責務の明確化やいじめ防止対策の効果的な取組を計画的・継続的に進めて参ります。

(3) 地域とともにある学校づくりについて

3点目は、「地域とともにある学校づくり」であります。

学校が地域と一体となって、子どもたちの成長を支えることができるよう、学校運営の改善・充実や、地域づくりにも有効な「コミュニティ・スクール」の導入に向けて、本村において、これまで進めてきた学校支援地域本部事業や地域学校協働活動推進事業の成果を活かし、学校運営協議会の設置に向けた準備を進めるとともに、地域学校協働活動推進事業の充実を通して、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを進めて参ります。

(4) 特別支援教育の充実について

4点目は、「特別支援教育の充実」であります。

特別支援教育においては、障がいのある子ども一人一人の特性や教育的ニーズを十分把握し、障がいの程度や状態等に応じたきめ細かな指導の充実に努めることが大切です。

そのため、学校・家庭・関係機関等が連携し、子ども一人一人についての個別の指導計画や個別の支援計画に基づいて、子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するための適切な指導に努めるとともに、学習支援員の配置による指導体制の整備・拡充、教材・教具も含めた教育環境の整備、巡回相談やパートナーティーチャーの活用など教育相談や就学支援等を進めて参ります。

(5) 健康と望ましい生活習慣について

5点目は、「健康と望ましい生活習慣」であります。

健康教育を進めるにあたっては、体育、保健体育の時間はもとより、関連の教科、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動など、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるよう、子どもたちや地域の実態に応じた全体計画のもとに、計画的・継続的に指導を進めていくことが大切です。

冒頭、申し上げた知・徳・体の三つを柱とする学校間連携の取組の中で、これまでの指導の成果を活かし、効果的な取組を明らかにしながら、指導の改善・充実に努めて参ります。

また、各学校においては、学校保健委員会の取組が定着してきましたので、子どもたちの望ましい生活習慣も含め

た健康面での課題を明らかにしながら、学校・家庭・関係機関等が連携してその改善を図る取組を推進して参ります。

なお、冬季間における健康増進、体力づくりを推奨する観点から、小・中学校のスキー授業における保護者の教育費負担の軽減を今後も継続して参ります。

(6) 食育の推進について

6点目は、「食育の推進」であります。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を中心として食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成し、学校給食を教材として活用するとともに、教育活動全体を通して、総合的な食育の推進を図って参ります。

とりわけ、学校給食では、栄養のバランスに加えて、地元食材の積極的な活用を促進し、特に村内産については、地元業者からの購入に加え、引き続き留寿都高等学校で生産された農産物を献立に取り入れ、子どもたちに食材の産地について身近に感じてもらうとともに、高等学校と小・中学校との相互の理解を深め、交流活動のさらなる活性化へとつなげて参ります。

(7) 学校の働き方改革について

7点目は、「学校の働き方改革」であります。

学校が、保護者や地域住民の期待に応え、子どもたちの力を最大限に伸ばしていくためには、管理職がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員がそれぞれの力を発揮できる環境づくりが重要です。

そのため、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けた学校における働き方改革を推進するため、国や道の動向を踏まえ、校長会とも連携の上、留寿都村行動計画の見直しを図りながら学校運営体制の整備を進めて参ります。

(8) 国際理解教育の推進について

8点目は、「国際理解教育の推進」であります。

国際感覚を身に付けることができる人材の育成を図るため、各学校へのALT（外国語指導助手）の配置、留学生の受け入れや総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進に努めて参ります。

特に、小学校においては、新学習指導要領の全面実施に向けて、5・6年生で教科としての外国語、3・4年生の外国語活動の授業時数を適切に確保するとともに、中学校の教員と協力した指導やALTの効果的な活用、複数の教員による協力的な指導を行うとともに、教員の指導力向上

等への支援を行って参ります。

(9) 教育環境の整備について

9点目は、「教育環境の整備」であります。

学校教育を円滑に効率よく推進するため、教育機器や教材備品などの計画的な整備に努めるとともに、コンピュータ機器等を活用し、子どもたちが様々な情報を主体的に選択し、学習活動において適切かつ積極的に活用することができる能力の育成に努めて参ります。

特に、今年度は、中学校において、無線LAN環境の整備を行うなど、ICT環境の整備・充実を図って参ります。

(10) 教育関係施設の整備について

10点目は、「教育関係施設の整備」であります。

学校施設は、子どもたちの安全性の確保を第一に考え、適正な維持管理に努めるとともに、各施設の状況を把握の上、計画的な修繕や整備などを行って参ります。

特に、教職員住宅の確保については、昨年度の取組におけるご意見やご要望、反省点を踏まえ、改めて民間資金の活用や自主財源による整備も含めた検討を進めて参ります。

(11) 就学支援、子育て支援の拡充について

11点目は、「就学支援、子育て支援の拡充」であります。

まず、就学支援につきましては、これまでの給付型奨学金制度を継続するとともに、子育て支援として、給付対象者を拡大して実施して参ります。

学校給食費につきましても、引き続き、半額相当分を「ふるさと応援基金」を財源として村が助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図って参ります。

4 社会教育の推進について

次に、社会教育について申し上げます。

今日、少子・高齢化が進み、社会教育の必要性が求められる中、家庭・地域の教育力を高めることや生き生きとした長寿社会の実現が要請されていることから、地域の発展や活性化を図ることのできる人材を育てていく必要があります。

そのため、住民の主体的、実践的な学習意欲を喚起し、村ぐるみで生涯学習に取り組めるよう、地域の特性や住民の多様なニーズに対応した学習機会の充実に努めて参ります。

なお、現在の「第4期留寿都村社会教育中期計画」に基

づき、社会教育の振興のための各種施策を推進して参ります。

社会教育の重点的な施策として、8点申し上げます。

(1) 生涯学習の推進について

1点目は、「生涯学習の推進」であります。

村民が生涯にわたり自らを高め、心豊かに学び、明るく、楽しく、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習環境の整備を図って参ります。

また、引き続き、フリープランネットワーク事業を通して、村民自らが企画運営する学習活動を支援して参ります。

併せて、道外における異文化体験を通じ、広い視野を持つ子どもを育成する生涯学習ふれあいの旅研修事業の実施、さらには、生涯学習講演会の実施、様々な学習機会や情報の提供、推進体制の整備など生涯学習活動の振興に努めて参ります。

(2) 家庭教育の推進について

2点目は、「家庭教育の推進」であります。家庭教育は、子どもたちに基本的な生活習慣や人を思いやる心などを身に付けさせる重要な役割を担っておりますことから、親から子どもへのメッセージを伝えるブックスタート事業や

家庭教育学級の開催など関係機関と連携の上、学習機会の提供に努めて参ります。

(3) 青少年教育の推進について

3点目は、「青少年教育の推進」であります。

青少年を取り巻く環境は、価値観が多様化し情報技術の著しい進展などにより、生活に豊かさをもたらす反面、コミュニケーション能力を低下させているとも言われ、青少年の成長過程に大きな影響を与えているとの指摘があります。

そのため、地域社会資源などを活用し、多様な自然・社会・文化・スポーツ体験等の学習活動の機会を通じて、異学年の交流・地域の異世代との交流活動の機会を持ち、心豊かな子どもを育てるとともに仲間づくりやリーダーとしての役割を学ぶ活動を推進して参ります。

また、社会教育事業へのボランティア参加や地域コミュニティを基盤として活動する青年団体協議会の主体的な活動に対する支援を継続して参ります。

(4) 成人・高齢者教育の推進について

4点目は、「成人・高齢者教育の推進」であります。

誰もが気軽に参加できる社会教育事業を推進し、各種事

業への参加促進を図って参ります。

なお、高齢者を主な対象として行う活動に対し、今後も継続して活動を行うことができるよう支援することにより、地域活動に主体的に参加し学習する機会の確保につながるよう努めて参ります。

また、教育振興のために活動しているPTA連合会や明るく豊かな家庭・地域を築くために活動している女性団体連絡協議会の主体的な活動に対する支援を継続して参ります。

(5) 公民館活動及び文化振興の推進について

5点目は、「公民館活動及び文化振興の推進」であります。

公民館活動及び文化振興は、健康の増進、教養・生活文化の向上など村民の身近な学びを支えるものでありますことから、公民館講座などの学習機会の提供に努めて参ります。

また、公民館まつりの更なる充実を図るほか、公民館サークル活動を支援するとともに、本村の文化の普及、振興を目的として活動している文化団体連絡協議会への支援を継続して参ります。

(6) スポーツの振興について

6点目は、「スポーツの振興」であります。

体力の向上と健康の増進を図り、明るく豊かで活力のある社会を形成する上で、スポーツの振興は不可欠でありますことから、子どもから高齢者まで、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりを進めて参ります。

そのため、フットパス、健康スポーツ教室及び水泳教室など各種スポーツ事業の実施並びに学校体育館、武道館及び公民館の開放を行って参ります。

さらに、冬季の体力増進を図るため、引き続き、スキークリフトシーズン券購入費の助成及びスノーシューを使用する自然散策の実施など、村民がスポーツに親しめる環境づくりに努めて参ります。

また、体育協会とスポーツ推進委員との連携を密にし、スポーツ少年団などの各種スポーツ団体活動を奨励し、生涯スポーツの振興に努めて参ります。

(7) 読書活動の推進について

7点目は、「読書活動の推進」であります。

読書活動は、表現力を高め、想像力を豊かにし、人を思いやる気持ちや社会性等をはぐくむ大切な活動です。

そのため、公民館図書の実質充実を図り、新書などの情報提

供を機関紙やホームページに迅速に掲載し利用促進に努めて参ります。

また、子どもへの読書活動の推進につきましては、第2次留寿都村子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが利用しやすい環境づくりを目指し、移動図書や新刊本の紹介、子どもセンター等と連携した図書の整備など、各種施策を推進して参ります。

(8) 地域学校協働活動推進事業の実施について

8点目は、「地域学校協働活動推進事業の実施」であります。

地域学校協働活動推進事業は、地域ボランティアと学校が連携して各種協働活動を行い、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、地域の活性化を図ることを目的とする事業であります。

事業の実施にあたりましては、これまでと同様に地域ボランティアのご協力をいただきながら多種多様な学習機会を設け、効果的な事業の推進に努めて参ります。

5 むすびに

以上、平成31年度の教育行政の執行について、その基本方針を申し上げます。

教育は、本村の将来に係わる重要な役割を担っておりますことから、本村の教育目標の実現に向けて最善を尽くして参ります。

村議会議員各位、並びに村民の皆様の一層のご理解ご協力を心からお願い申し上げます、平成31年度の教育行政執行方針といたします。